

平成26年7月27日に発生した突風に伴う被害の 復旧に対する補助金制度について（お知らせ）

市では、今回の突風により大きな被害を受けた皆さまの住宅や事業所等の早期復旧を図るため、被災した住宅及び事業所等の復旧に対し補助金を交付いたします。

◆補助金名称

- ・被災者住宅復旧支援事業費補助金
- ・被災事業所等復旧支援事業費補助金

◆補助対象

- ・市内に住所を有する個人が居住する住宅の復旧費用
 - ・市内にある事業所等の復旧費用
- ※ 『事業所等』とは……事業に使用する建物で、事務所、店舗、工場などをいう。
- ※ 既に復旧を終えている場合も対象となります。ただし、被害箇所の写真がない場合など被害が確認できない場合、対象とならないことがあります。

◆補助金額

- ・全壊の場合 …………… 100万円限度
 - ・半壊の場合 …………… 50万円限度
 - ・一部損壊の場合 ……… 10万円限度
- ※ 10万円以上の復旧工事費が対象です。
- ※ 損害保険の給付金などは、復旧工事費から控除します。
- ※ 一部損壊の場合の補助率……復旧費用の2分の1（千円未満切捨て、消費税及び地方消費税の額を含む。）

◆受付期間

- ・平成26年8月8日（金）から平成27年7月27日（月）まで
午前8時30分～午後5時15分（土日祝祭日を除く。）

◆交付申請

補助の対象となる方は、危機管理課にある『補助金交付申請書』に次に掲げる書類を添えて提出してください。

- ①工事の明細書又は見積書の写し
 - ②工事を行う住宅又は事業所等の現況又は工事の予定箇所の写真
 - ③り災証明書（危機管理課で交付します。）
- ※申請者が代理人の場合は委任状が必要となります。
- ※申請書はホームページからダウンロードできます。

■詳しくは、危機管理課（☎21-2551）までお問い合わせください。

〒328-8686
栃木市万町9-25
栃木市 総務部 危機管理課 危機管理担当
TEL : 0282-21-2551 FAX : 0282-21-2675